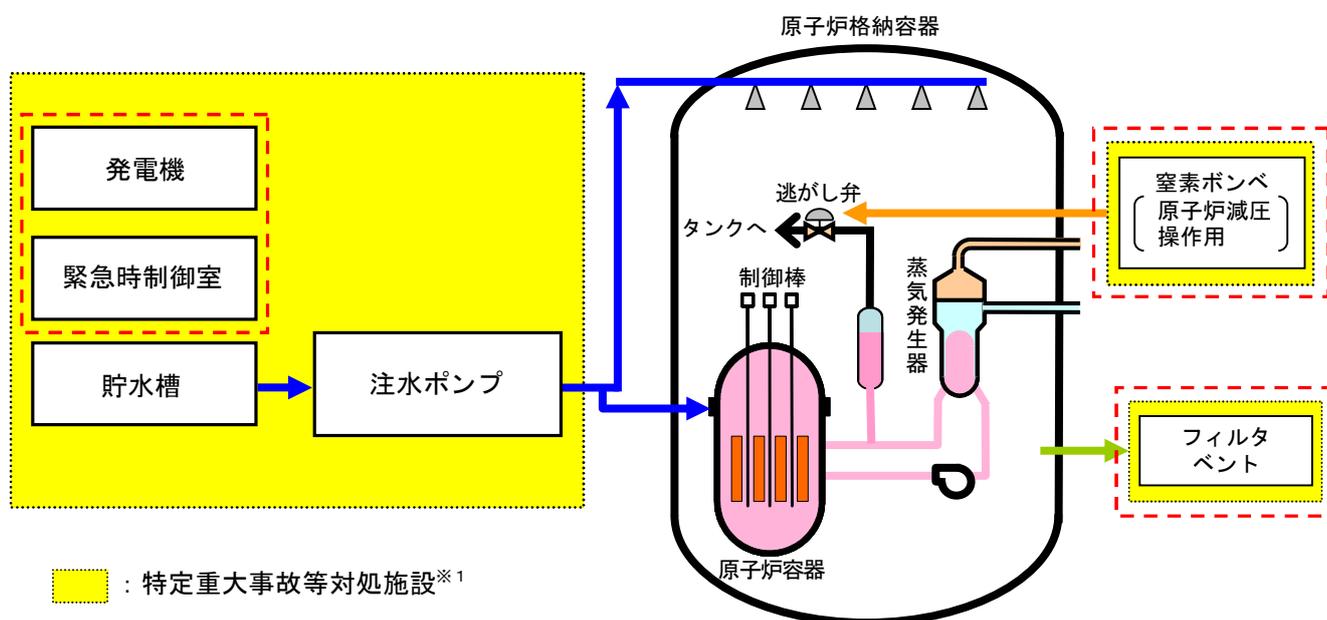


## 川内原子力発電所 1, 2号機の特定重大事故等対処施設の 新たに設置する設備等に係る工事計画認可申請の概要

### 1. 工事計画認可申請書の記載内容

今回申請する内容は、発電機等の新たに設置する設備等に関するものである。

     : 今回の申請範囲 (新たに設置する設備等)



### 特定重大事故等対処施設の概要図

※<sup>1</sup> 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、平成 25 年 7 月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。

(参考)

特定重大事故等対処施設の設置期限※<sup>2</sup>

川内 1 号機：平成 32 年 3 月 17 日

川内 2 号機：平成 32 年 5 月 21 日

※<sup>2</sup> 本体施設等の工事計画認可 (川内 1 号機：平成 27 年 3 月 18 日、川内 2 号機：平成 27 年 5 月 22 日) から 5 年

以 上